

朝倉市下水道排水設備技術基準

平成18年 3月20日 施行

平成24年 3月 1日 一部改正

朝倉市 上下水道課

目 次

1 総 則	1
1 目 的	
2 排水設備工事の範囲	
3 用語の意義	
2 使 用 材 料	2
1 使用材料の規制	
① 衛生陶器	
② 洗浄装置	
③ 給水装置	
④ 排水管渠	
⑤ 柵	
⑥ その他の材料	
3 設 計	2
1 事前調査	
2 排水方式	3
3 設計図面の作成	
① 見取図（位置図）	
② 平面図	
① 縦断面図	
② 構造詳細図	
4 排水管渠	4
① 材料及び構造	
② 管 径	
③ 勾配及び流速	
④ 土被り厚	
5 排水設備の固着箇所	7
6 柵及び掃除口	
① 柵の構造	
② 柵の設置場所	
③ 掃除口	
7 防臭装置	8
① トラップ	
② 二重トラップ（禁止）	
③ 床排水トラップ	
8 通気管	8

目 次

9 附属装置	8
① ごみよけ装置	
② サンド阻集器	
③ オイル阻集器	
④ グリース阻集器	
⑤ その他の阻集器	
⑥ ディスポーサ	
⑦ 床下集合排水システム	
10 水洗便所	9
① 大便器及び附属装置	
② 小便器及び洗浄装置	
③ 排便管	
④ 第一桝の設置	
4 施 工	10
1 排水管	
① 測量遺方	
② 掘さく	
③ 排水管の基礎	
④ 排水管の布設	
⑤ 排水管の接合	
⑥ 埋戻	
⑦ 排水管の保護	
2 桝	11
① 桝の施工	
② インバート	
3 水洗便所	11
① 便槽処理	
② 浄化槽の処理	
③ 器具の取付	
④ タンクの取付	
⑤ 工事完了後の処理	
4 排水設備完了検査要項	13

朝倉市下水道排水設備技術基準

1 総 則

1 目 的

この基準は、朝倉市公共下水道条例第4条第3号、朝倉市農業集落排水処理施設地域排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例第7条、朝倉市個別排水処理施設条例第8条に基づき排水設備（水洗便所を含む）の設計及び施工についての技術上の基準を示すと共に、これら工事の設計審査及び完成検査の適正な施行を図ることを目的とする。

2 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、建物等から排出される汚水を排水施設（下水道）に流入させるために必要な排水管渠、その他の排水設備（し尿浄化槽を除く）を新設、増設、改造及び修繕する工事をいう。

3 用語の意義

この基準に用いる用語の意義は次に定めるところによる。

公 共 枿	汚水を排水施設に流入させるために宅地内の排水管渠の最下流で原則として、公道直近の宅地等に設ける枿をいう。
汚 水	水洗便所・台所・風呂場等の生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水（雨水・工場廃水・その他特殊な排水を除く）をいう。
ト ラ ッ プ	衛生器具内に内蔵するか、又はそれらの付随品若しくは排水系統中の装置として、その内部に封水をもち、排水の流れに支障を与えることなく、同時に排水管内の空気が排水口から室内に逆上昇してくるのを阻止できるものをいう。
器具トラップ	各種衛生器具に適応した形状及び構造をもった付属トラップをいう。
封 水	排水管等からの臭気、汚水、ガス、ねずみ、昆虫類が室内に浸入するのを阻止するために、トラップの内部に保持してある水。
封 水 深	トラップ下流あふれ部の下流内面（ウェア）とトラップ底部の内面（ディップ）間の垂直距離をいう。
排 便 管	便器から第1枿までの管をいう。
洗 浄 装 置	便器を洗浄するためのタンク類、洗浄管等の総称をいう。
器具排水負荷 単位	洗面器の最大時排水量を 28.5L/min としてこれを器具排水負荷単位1と定め、この基準で各種器具の数値を定めたもの。

掃 除 口	管の点検及び掃除を容易にするために設ける開閉口をいう。
通 気 管	サイホン作用及びはね出し作用から封水を保護し、排水管内の流水を円滑にし、また排水系統内の換気を行うために設ける管をいう。

2 使用材料

1 使用材料の規制

排水設備工事に使用する材料はすべて次に定めるものとする。

① 衛生陶器

J I S - A5207 表示許可工場及びBL(ベターリビング;優良住宅)部品認定製品とし、滑らかで、かつ、不浸透性の表面を有し、常に清潔に保つことができるもの。

② 洗浄装置

洗浄装置は不浸透性、かつ、堅ろうで繰り返し使用に耐えるもの。

③ 給水装置

給水工事用材料は J I S 規格品であること。

④ 排水管渠

排水管渠の材料は耐圧、耐水、耐久性のもので次に掲げるもの。

コンクリート管	JIS A 5302	鉄筋コンクリート管
	JIS A 5303	遠心力鉄筋コンクリート管
陶 管	JIS R 1201	普陶管(直管、異径管)
ビニール管	JIS K 6741	一般管(VP)及び薄肉管(VU)
鋼 管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管
	JIS B 2303	ねじ込み形排水管継手
鋳鉄管	JIS G 5525	排水用鋳鉄管 DIP
鉛 管	SHASE-S 203	排水・通気用鉛管
	JIS H 4311	鉛管

※JIS(日本工業規格)

※SHASE-S(空気調和・衛生工学会規格)

⑤ 柵

原則として朝倉市が承認した塩ビ製小口径柵、化成品柵とする。

⑥ その他の材料

市が認めたもの。

3 設 計

1 事前調査

排水設備工事の設計に際しては、次の事項について事前に調査確認すること。

① 施工場所が処理区域かの確認

② 排水施設(公共柵の深さ・管径)及び宅地内既設排水管渠の状況(流下能力・勾配・深さ、宅地内既設排水管の構造等の良否)

③ 所有権又は管理権などの権利関係の調査、及び同意等の確認を特に入念に行うこと。

(ア) 他人所有の土地に排水設備を設ける場合

(イ) 他人が設置した排水設備に接続する場合

(ウ) 他人所有の建物に排水設備を設置する場合

2 排水方式

- ① 排水方式は原則として自然流下方式による。ただし排水（下水道）本管より低所の排水は汚水排水槽を設けて機械（ポンプ）排水によること。
- ② 下水を完全に分離し、汚水は汚水本管（公共桝等）に、雨水は雨水を排除する施設（側溝・水路等）にそれぞれ放流すること。
- ③ アパートなどのベランダ排水及び受水槽排水等の排水方式は原則として次表による。又、駐車場ピット排水については、協議すること。

汚水及び雨水の区分

ベランダ排水	給水装置有 注（１），（２）	汚水
	洗濯機を置いた場合のその排水	
	給水装置無（雨水のみ）	雨水
足洗い場	給水装置有（近くにある場合含む） 注（１），（２）	汚水
散水栓	排水口を設け排水させる場合 注（１）	汚水
	排水口が無く散水だけの場合	浸透雨水
受水槽、高架水槽	底部排水 注（３）	雨水
	オーバーフロー水 注（３）	
冷却水	空調機器、温水器等 注（３）	雨水
ゴミ置き場	給水装置有（近くにある場合含む） 注（１）	汚水
	給水装置無（雨水のみ）	雨水

注（１）雨水混入がある場合は、雨水とする。

注（２）土砂混入がある場合は雨水とする。

注（３）十分な間接排水が出来れば、汚水へ接続可能。

3 設計図面の作成

① 見取図（位置図）

設置場所の見取図は、集落名のほか公共用施設等わかりやすい目標を記し、できるだけ簡単に書くこと。（住宅地図を利用してよいが、設置場所を着色すること。）

② 平面図

平面図は排水設備設計図凡例に従って作成すること（縮尺 1/300 以上）。

平面図には各排水器具の位置、桝の種類（汚水桝、雨水桝、トラップ桝等）桝間距離（桝の中心から中心まで）、汚水桝 NO、汚水桝深、勾配、排水管径、流下方向、

敷地境界線、既設管、公共枿、排水施設の位置及び方位等を記入する。

なお2階以上の建物においては配管立図又は各階平面図を作成すること。ただし、一般家屋の場合は立管の位置及び器具個数の記入のみでよい。

設計図の記号例

名 称	記 号	名 称	記 号
大 便 器		通 気 管	
小 便 機		管 の 交 差	
浴 場 バ ス		立 管	
流 し 類		公 共 ま す	
手 洗 器 ・ 洗 面 器	手(洗)	汚 水 ま す (標 準 ・ 化 成 品)	
床 排 水 等	床	汚 水 ま す (小 口 径)	
洗 濯 場 (機)		(標 準 ・ 化 成 品)	
足 洗 場	足洗場	ト ラ ッ プ ま す (小 口 径)	
ト ラ ッ プ		公 私 境 界 線	
掃 除 口		隣 地 境 界 線	
油 トラ ッ プ 等		建 物 外 周	
中 和 槽		建 物 間 仕 切	
浄 化 槽	浄	雨 ど い	
排 水 管		雨 水 枿	

- ※注 (1) 大便器はA、B、Cと大便器の種別を記入のこと。
 (2) 既設については、破線で記入すること。
 (3) 排水系統は、着色すること。汚水は赤、雨水は青。

③ 縦断面図

縦断面図は、汚水枿N0、基準線、地盤高、管底、枿深、管径、勾配、枿間距離（枿の中心から中心まで）及び追加距離を記入すること。

④ 構造詳細図

現場打ち枿、トラップ枿等の規格外のものを設置しようとする時は、構造詳細図を書くこと。また、付属装置（阻集器等）の設置や露出配管等については、その構造詳細図を添付すること。

4 排水管渠

① 材料及び構造

排水管渠の選定は、汚水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件、経済性などを考慮して決定する。排水管の構造は原則として暗渠とする。

② 管 径

(ア) 屋外管渠の管径は、排水人口及び敷地の形状、起伏等の関係で条例の定める管径による事が出来ない場合は、所要の流速・勾配により管径を選定できる。

但し、その場合の管径は最小管径以上とする。

(イ) 屋外管渠にあって、一の建築物から排除される汚水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合、最小管径を75mm（勾配100分の3以上）とすることができる。

(ウ) 屋外管渠の管径は、器具単位法または定常流法により合理的に定めなければならない。器具単位法による場合は、**附表1**および**附表2**を参照のこと。

(附表1) (排水横主管および敷地排水管、排水横枝管
および立て管の許容最大器具排水負荷単位数)

管径 m/m	排水横主管および敷地排水管に 接続可能な許容最大器具排水負 荷単位数				受け持ちうる許容最大器具排水負荷 単位数			
	勾配				排 水 横枝管	3階建て またはブ ランチ間隔 3を有す る1立て 管	3階建てを越える 場合	
	1/192	1/96	1/48	1/24			1立て管 に対する 合計	1階分 又は1 ブランチ間 隔の合 計
30	—	—	—	—	1	2	2	1
40	—	—	—	—	3	4	8	2
50	—	—	21	26	6	10	24	6
65	—	—	24	31	12	20	42	9
75	—	○20	○27	○36	○20	●30	●60	○16
100	—	180	216	250	160	240	500	90
125	—	390	480	575	360	540	1,100	200
150	—	700	840	1,000	620	960	1,900	350
200	1,400	1,600	1,920	2,300	1,400	2,200	3,600	600
250	2,500	2,900	3,500	4,200	2,500	3,800	5,600	1,000
300	3,900	4,600	5,600	6,700	3,900	6,000	8,400	1,500
375	7,000	8,300	10,000	12,000	7,000	—	—	—

(NPC ASA A40.8)

○大便器2個以内 ●大便器6個以内

勾配については、 $1/192=1/200$, $1/96=1/100$, $1/48=1/50$, $1/24=1/25$ と読み替えて使用してよい。

附表2は洗面器の排水量28.5L/minを器具排水負荷単位数1とし、他の排水量をもその倍数で表したもので、これらの器具排水負荷単位数に基づいて排水管の管径を決定するものである。

(附表 2) (各種衛生器具のトラップの口径器具排水負荷単位数)

器 具	トラップ の最小口 径	器具排 水負荷 単位数	器 具	トラッ プの最 小口径	器具排 水負荷 単位数
大便器	m/m		調理用流し	m/m	
洗淨タンクによる	75	4	住宅用※4	40	2
洗淨弁による	75	8	パントリー、皿洗い用	40	4
小便器			野菜洗い用		
壁掛け形 (小型)	40	4	湯沸し場用	50	3
ストール形 (大型)	50	4	ホテル、公衆用	50	4
洗面器※1	30	1	皿洗い器 (住宅用)	40	2
手洗器※2	25	0.5	床排水※5	40	0.5
洗髪器	30	2		50	1
水飲器	30	0.5		75	2
浴槽※3 (住宅用)	30	2	1組の浴室器具		
(洋 風)	40	3	大便器、洗面器、		
囲いシャワー			浴槽または囲いシャ		
(住宅用)	50	2	ワー		
ビデ	30	3	(洗淨タンク付き)		6
掃除流し※4	65	2.5	(洗淨弁付き)		8
洗濯流し※4	40	2	排水ポンプ・エゼク		
汚物流し	75・100	8	タ吐き出し量		2
実験流し	40	1.5	3.8L/min 毎※6		

(SHASE-S206, NPC ASA A40.8)

注) ※1 洗面器はそのトラップが 30mm でも 40mm でも同じ負荷である。

※2 主として小住宅・アパートの便所の中に取り付けられる手洗い専用のもので、オーバーフローのないもの。

※3 浴槽の上に取り付けられているシャワーは、器具排水負荷単位数に関係ない。

※4 これらの器具 (ただし洗濯用及び連合流しは、家庭的・個人的に使用されるものとする) は、排水管の管径を決定する際の、総器具排水負荷単位数の算定からは除外してもよい。すなわち、これらの器具排水負荷単位数は、それらの器具の属する一つの系統 (枝管) の管径を定める際に適用すべきで、主管の管径の決定に際しては除外してもよい。

※5 床排水は水を排水すべき面積によって決定する。

※6 排水ポンプのみならず、空調機器や類似の機械器具からの吐き出し水も、同じく 3.8L/min ごとに 2 単位とする。

③ 勾配及び流速

排水管渠の勾配は止むを得ない場合を除き、管渠内流速が 0.6～1.5m/秒になるように定める。なお、排水管の大きさと勾配の関係は、次表のとおりとする。

表 (屋外汚水排水管の大きさと勾配の関係)

排水人口 (人)	管径 (mm)	勾 配	
		標 準	止むを得ない場合
150 未満	100	2.0/100 以上	1/100 以上
150 以上～300 未満	125	1.7/100 "	同上
300 以上～500 未満	150	1.5/100 "	"
500 以上	200	1.2/100 "	"

表 (屋内汚水排水管の大きさと勾配の関係)

管径 (mm)	勾 配
65 以下	最小 1 / 50
75・100	最小 1/100
125	最小 1/150
150	最小 1/200

SHASE-S206

④ 土被り厚

排水管の土被りは、原則として宅地内では 200mm 以上、私道内は 450mm 以上とする。

但し、上記基準によりがたい場合には、必要に応じて管を損傷しないように防護の措置を施すこと。

5 排水設備の固着箇所

排水設備を公共ますに固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする

- ① 汚水を排除するための排水設備は、原則として公共樹のインバート上流端の接続孔に、管底高にぐいちがいを生じないように、かつ、樹の内壁に突き出ないようにさし入れ、その周囲をモルタル等埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

6 樹 及 び 掃 除 口

① 樹の構造

(ア) 化成品樹、塩ビ製小口径樹とする。ただし、これらの樹によりがたい場合は現場打樹とすることができる。

(イ) ビ製小口径樹及び化成品樹の深さに対する樹内径は次のとおりとする。

(塩ビ製小口径樹) 樹深 800 mm まで 内径 150 mm 以上
それ以上 内径 200 mm 以上を原則とする。

(化成品樹) 樹深 600 mm まで 内径 300 mm 以上
樹深 600 mm 超 800 mm まで 内径 400 mm 以上
樹深 800 mm 超 1,500 mm 未満 内径 450 mm 以上
樹深 1,500 mm 以上となる場合は、原則として人孔構造とする。

- (ウ) 汚水柵は、なめらかなインバート構造であること。
- (エ) 汚水柵蓋は、塩ビ（化成品）製、鉄筋コンクリート製、又は、鋳鉄製の密閉蓋をもちいること。
- (オ) 段差がある場合は、ドロップ柵を標準とする。

② 柵の設置場所

- (ア) 排水管の起点及び終点。
- (イ) 排水管の会合点及び屈曲点。
- (ウ) 排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所。ただし排水管の維持管理に支障のないときはこの限りではない。
- (エ) 排水管延長が、その管径の 120 倍を超えない範囲内において排水管の維持管理上適切な箇所。
- (オ) 新設管と既設管との接続箇所であって流水や維持管理に支障をきたすおそれのある場合。
- (カ) 排便管を取り付ける柵は、し尿を含んだ排水が上流へ逆流するおそれがある場合、鋭角に合流するように柵を下流に設置し、柵における落差を十分（3～5 cm）確保すること。
- (キ) 排便管を取り付ける柵の下流に近接して設置する柵は、し尿を含んだ排水が遠心力でハネ上げ、回転し汚物を送り込むおそれがある場合は、柵間距離（原則として 50cm 以上）を確保する事。

③ 掃除口

- (ア) 屋外排水設備において、始点、会合点、屈曲点、中間点に柵を設けがたい場合は、内径 100mm 以上の掃除口に代えることができる。
- (イ) 掃除口についての上記以外の基準は SHASE-S206 に従うこととする。

7 防臭装置

水洗便器、浴場、流し等汚水の流出箇所には器具トラップを取り付けなければならない。

① トラップ

器具トラップは検査や掃除が安易にできるもので封水深 50～100mm とする。

但し、改造等において器具トラップを設けられない場合は、下流側の適切な位置にトラップ又は 2 号トラップを設けなければならない。

② 二重トラップ（禁止）

いかなる器具でも二重にトラップを設けてはならない。

③ 床排水トラップ

床トラップは取り外しができるストレーナーを備えていること。

8 通気管

- ① トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破られるおそれがあると認められる時は、通気管を設けること。
- ② 排水管に有臭、有毒ガスが滞留するおそれがあるとき。

9 附属装置

① ごみよけ装置

ストレーナーの目幅は 8mm 以下でなければならない。

- ② サンド阻集器（サンドトラップ）
洗車場等これに類する場所で土砂を多量に排出する箇所には土砂が下水管に流入しないよう適当な大きさのサンドトラップを設ける。
- ③ オイル阻集器（オイルトラップ）
ガソリンスタンド、自動車修理工場等排水中に多量の油を含むおそれがある場合にはオイルトラップを設置しなければならない。
- ④ グリース阻集器（グリーストラップ）
料理店、ホテル、バーなどの調理場その他脂肪を多量に排出する加工食品、製造工場などにはグリーストラップを設けなくてはならない。
- ⑤ その他の阻集器（ヘアトラップ、ランドリートラップ、プラスタトラップ等）
事業所等において毛髪、糸くず、布くず、プラスタ、貴金属等の不溶性物質を排水する場合は、それぞれの不溶性物質に適応した阻集器を設けなければならない。
- ⑥ ディスポーザ
食品くず処理機は、排水施設の維持管理上次のような影響をあたえるため、設置してはならない。
(ア) 野菜くずなどが排水施設管渠内に推積腐敗し、悪臭、管渠閉塞の原因となる。
(イ) 汚水処理施設が過負荷となり、汚泥発生量が増大する。
(ウ) 汚水排水槽へ流入する場合には、腐敗が促進され悪臭が強くなる
(エ) 野菜くずを排出するため大量の水を必要とし、汚水量が増大する。
※但し、「ディスポーザ排水処理システム」については、排水設備として協議する。
- ⑦ 床下集合排水システム
床下に十分なスペースや点検口を設けることが出来ない場合においては、維持管理が困難になる恐れがあるため、一定の条件を満たす場合に限り使用することが出来る。（※詳細については、下水道課と協議すること。）

10 水洗便所

- ① 大便器及び附属装置
 - (ア) 大便器
大便器は「2使用材料」に定めるほか、構造はトラップを有し強い吸引力で汚水を排除できるものとし、できるだけ節水型とする。
 - (イ) 洗浄装置
大便器の洗浄装置は1回につき10L以下のロータンク（原則として手洗い付きとする。）で、洗浄管は32mm以上、洗浄管と大便器との接続は必ずスパットを使用すること。
 - (ウ) トラップ
大小便器は原則としてトラップ付きを用いる。特に便槽埋立跡等沈下のおそれがある場合には、トラップ別の大便器を使用してはならない。大便器のトラップの内径は75mm以上とする。
- ② 小便器及び洗浄装置
小便器は内壁全体を洗い流すような構造とする。
- ③ 排便管
便器からの排便管の管径は大便秘器では75mm以上、小便器は40mm以上とする。
- ④ 第一桝の設置
大便器の壁から3m以内の所に汚水桝を設けなければならない。

4 施 工

1 排 水 管

① 測量遺方

排水管の布設は遺方を設け規定の勾配を正確に測量し水系を張って排水管を布設すること。

② 掘さく

(ア) 掘さくは柵と柵の間を不陸のないように一直線に根切りをし、一区間同時に排水管を布設し埋戻すこと。

(イ) 掘さく箇所土質、深さ及び周囲の状況により必要に応じ土留を施さなければならない。

③ 排水管の基礎

(ア) 掘さく基面は転圧機等で充分突き固める。

(イ) 地盤が軟弱な場合には碎石、栗石で置き換え、基面には目潰砂を入れる等の方法により、不等沈下を防ぐ措置をする。

④ 排水管の布設

(ア) 管はソケットを上流に向け、下流から上流に向かって布設する。

(イ) 枝付管、曲管などを布設する場合には、その方向、勾配に注意し、汚水の流下及び管の清掃に支障のないように施工する。

(ウ) 管は管ダレ、不等沈下等のないように注意しなければならない。

⑤ 排水管の接合

(ア) 陶管、鉄筋コンクリート管の接合（ソケット付き）は、ソケット内部下側にモルタルを敷き挿入は管内面が食い違わないように、かつ、ソケット内に管を完全に差し込むようにていねいに据え付け、管目地はとくに底部がおろそかになりやすいので入念に仕上げること。

(イ) ビニール管の接合

原則として継手管を用いて接合するが、あらかじめ継手の深さを測り接着面はウエス等で泥、ゴミ等をよく拭きとり接着剤を塗付し、あらかじめ測った継手の深さまで完全に挿入する。なお、ビニール管はコンクリートとなじみくいの柵との接合箇所は特に入念に仕上げること。

(ウ) 鋳鉄管、鉛管、その他の管

給水工事施工基準又は Hass206 のとおりにする。

(エ) 管の清掃

管の布設が終了したら管内にはみ出した目地モルタル、ゴミ、土砂等を完全に除去しなければならない。

⑥ 埋戻

埋戻（管の基礎及び保護材含む）は良質土（真砂土等）とするが、流用土で小石等の混入がなければ使用可能とする。

また、厚さ 20 cm 毎に入念に突き固めながら埋戻す。この場合布設した管が動かないよう十分注意しなければならない。

⑦ 排水管の保護

(ア) 排水管の露出は出来るだけさげ、やむを得ず露出配管するときは、露出部分の損傷や凍結を防ぐため適切な防護策を講ずること。

(イ) 露出した排水管は水衝作用又は外力による振動、動揺を防止するために支持金具を用い堅固に固定しなければならない。

(ウ) 露出配管等で支持金物、支持台を設ける場合、その間隔は原則として

SHASE-S010 のとおりとする。

2 柵

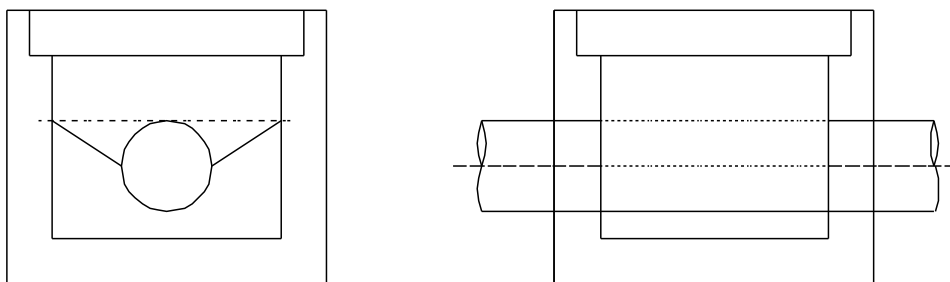
① 柵の施工

- (ア) 柵は地下水が浸透し又は汚水が漏水しないよう水密性に留意し、特に柵と管の接合部は入念に施工すること。
- (イ) 柵に接合する管は柵の内側に突き出さないように差し入れ、接合箇所及び柵のブロック目地は漏水のないように十分注意し、施工すること。
- (ウ) 柵の内部に水道管、ガス管等他の埋設管を抱き込んで施工してはならない。

② インバート

- (ア) インバートの高さは、図 4.1 のように排水管の頂点まで盛上げ下部は正しく半円形で、かつ、なめらかであること。
- (イ) 2階等高い所から流下して合流するインバートの対面側は十分高くし、汚水が打ち上がらないようにしなければならない。

図 4. 1



3 水洗便所

① 便槽処理

- (ア) 汲取り便所の改造にあつてはし尿を完全に汲取った後、便槽内を消毒、清掃したのち便槽の底を割り浸透水が便槽内に滞留しないようにする。
- (イ) 便槽埋立は砂・砕石粉等で埋立てる。埋立てる際は 20 cm毎に良く突き固め将来沈下のないよう施工する。

② 浄化槽の処理

- (ア) し尿等を完全に汲み取った後、槽内を清掃、消毒したのち撤去するか、または撤去出来ない場合は、各槽の底部に 10 cm以上の孔を数カ所あけるか又は破壊し、浸透水が槽内に滞留しないようにすること。
- (イ) 浄化槽を撤去しない場合は、槽内を砂、砕石粉等で埋たてる。埋立てる際は 20 cm毎に良く突き固め将来沈下の起きないように施工すること。
- (ウ) 浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑用水道（庭の散水、防火用水等）等に使用する場合は、同様にし尿等汲み取り、清掃、消毒を行い、その後内部の仕切版の底部に孔をあけ槽内の流入水の流通を良くし、腐敗等を防止するなど適切な措置を講じること。

③ 器具の取付

(ア) 便器の据え付け

便器の一部がコンクリート内に埋め込まれる場合には、コンクリート又はモルタルとの接触面に緩和材をいれる。

便器は所定の位置に正しく堅固に据付け、便器の排便口と排便管の中心を一致させるように排便管を埋設する。

(イ) 排便管の接続

便器と排便管の接続にはフランジを用いるか、モルタルパテ等を受口上端に隙間なく詰め込む等、漏水のおそれのないように注意しなければならない。

④ タンクの取付

タンクの取付は水平、かつ、繰り返し使用に耐えうるように堅固に取付なければならない。

⑤ 工事完了後の処理

工事完了後タンク、便器、排水管内の砂、モルタル、ゴミ等をていねいに除去しなければならない。

4 排水設備完了検査要項

検査項目	検査箇所	検査内容
汚水桝	据付	1. 本市承認汚水桝を使用しているか。 2. 高さが路面と均一になっているか。 3. 蓋と枠の安定は良いか。 4. 桝深に適合した直径の桝を使用しているか。
	インバート 仕上げ	1. 仕上げ面は円滑で強固に出来ており流水に支障ないか。 2. インバートの高さは適当か。 3. 既成桝の場合、不要なインバートは埋められているか。
	間隔	1. 基準で定められた位置及び間隔で設けられているか。
排水管	流水状況	1. 規格製品を使用しているか。 2. 汚水桝との接合は適当か。 3. 排水管の勾配は適当か。 4. 排水管に曲り部分はないか。 5. 管の土被りは適当か。 6. 汚水、雨水が完全に分離され誤接続なく排水されているか。 7. 汚水、雨水の流末の確認及びその接続箇所の仕上げ状況確認。
タンク	据付	1. 資材は、本市承認品を使用しているか。また、製品によじれ、歪み及び亀裂等はないか。 2. 建物等にしっかり固定されているか。 3. 前後左右に傾きがなく正常に据え付けているか。 4. 床面よりタンク下端までの高さは適当か。
	引手	1. 引手の機能は正常か。
洗浄管	据付	1. 垂直に据え付けてあるか。 2. 支持金具が規定どおり建物等にしっかり固定されているか。 3. 水漏れはないか。
大便器	据付	1. 資材は本市承認品を使用しているか。 2. 前後左右に傾きがないか。 3. 据付位置が使用上適当であるか。
小便器	据付	1. 資材は本市承認品を使用しているか。 2. 建物等にしっかり固定されているか。 3. 便器の取付位置、高さは適当か。
	トラップ取付	1. 便器に対して垂直に取り付けているか。 2. 手洗器及び排水管との取付部はよく固定されているか。
手洗器	据付	1. 建物等にしっかり固定されているか。 2. 水洗と手洗器の位置は正常に据え付けられているか。
	トラップ取付	1. 垂直に取り付けているか。トラップの中間ネジは完全か。 2. 手洗器及び排水管との取付はしっかり固定されているか。
その他	床仕上げ	1. 床面仕上げは円滑に出来ているか。 2. 床面の高さは適当か。(兼用便器の場合)
	給水管	1. J I S規格製品を使用しているか。 2. 露出配管には保温チューブを施しているか。
	便槽処理 (浄化槽)	1. 砂、碎石粉等で埋立し、将来沈下の起きないように施工しているか。 2. 汲取り口の閉鎖はできているか。
	防臭器	1. 取付けは適当か。 2. 封水深は適当か。 3. 二重トラップではないか。
	舗装	1. 適合した材料を使用しているか。 2. 舗装の厚さは適当か。 3. 表面の仕上がりは適当か。

平 面 図 (S=1/)

方位記入

- 公私境界線及び隣地境界線を必ず記入のこと。縮尺は1 : 300以上のこと。
- 大便器はA, B, Cと便器の種別を記入すること。
- 新設污水管は赤色実線、既設污水管は赤色波線、撤去管は緑色実線で着色すること。
- 雨水は排水系統を青色で着色のこと。

排水設備等工事内訳書

工 種	種 別	形 状 寸 法	数 量	単 位	備 考
水洗便所工事	大便器				
	小便器				
排水工事・その他					

